

1	社団法人 日本芸能実演家団体協議会	・・・	1
2	全日本舞台・テレビ技術関連団体連絡協議会	・・・	4
3	社団法人 日本漫画家協会	・・・	5
4	一般社団法人 日本アニメーター・演出協会	・・・	7
5	社団法人 日本オーケストラ連盟	・・・	10
6	公益社団法人 能楽協会	・・・	11
7	特定非営利活動法人 アートNPOリンク	・・・	14
8	特定非営利活動法人 全国町並み保存連盟	・・・	17
9	社団法人 企業メセナ協議会	・・・	19
10	社団法人 日本劇団協議会	・・・	21
11	社団法人 日本演奏連盟	・・・	24
12	社団法人 日本写真家協会	・・・	26
13	社団法人 全国国宝重要文化財所有者連盟	・・・	28
14	社団法人 全国公立文化施設協会	・・・	30
15	特定非営利活動法人 映像産業振興機構（VIPO）	・・・	33
16	公益社団法人 国際日本語普及協会	・・・	35
17	財団法人 日本博物館協会	・・・	37
18	社団法人 全日本郷土芸能協会	・・・	38
19	協同組合 日本俳優連合	・・・	40
20	社団法人 日本映画製作者連盟	・・・	42

団体名	社団法人 日本芸能実演家団体協議会
-----	-------------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>これまでの基本方針は文化芸術振興基本法に基づく政策の方向を示すため、その内容について関係者間での意見集約に重点が置かれたきらいがある。この文化芸術の振興に関わる基本的な考え方の合意形成は重要なことでありこれ自体は高く評価している。</p> <p>しかし、まとめられた基本方針の実現方法については具体的な言及は無く、何らの担保もされてこなかった。これは、基本方針の内容と具体的な施策とのつながりが不明確であったためと考えられる。このことは基本法の「文化芸術の振興に関する基本的な施策」の条文に対応して基本方針の「文化芸術の振興に関する基本的な施策」が構成され、文学、美術、実演芸術(伝統芸能も含む)など施策内容がかなり相違する分野の施策を反映しにくい構造になっていることに起因すると考えられる。</p> <p>また、検討に当たって他省庁と密接に関わる政策についてほとんど踏み込まれなかったことは大きな問題であると考ええる。</p> <p>基本方針は閣議決定の文書であり、それであればこそ政策の連携、財政措置や税制に正面から取り組む文書であることが望まれる。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	<p>○全国に優れた演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術活動を促進するため、以下の点を考慮し、総合的な施策体系をつくる必要があり、基本方針の構成を含め再検討する時期である。</p> <ul style="list-style-type: none">・文化芸術の幅広い分野のなかで実演芸術の現代社会における公共的な価値、同じ時間と空間を演者と享受者が集団的に共有するといった実演芸術の特徴を考慮し、実演芸術分野の活動に相応しい制度的な枠組みを確立することが必要である。・実演芸術活動は優れて専門的な活動である。この専門性を担保するためには、官が設立したといえども自律的、専門的な組織を確立し、その運営を発展させる必要がある。・その観点からすると新政権が打ち出している「新しい公共」の担い手としての非営利の自律的な専門芸術組織の育成を政策の正面に据えるべきである。・専門芸術組織としては、芸術団体および公立文化会館の運営組織など、設立が簡便化され、情報公開など運営体制が整備され、寄附金優遇など税制が認められた民の組織と位置づけられる、公益法人等が中心となると考える。・この専門芸術組織を育成するためには、これまでの収支差額を助成の基礎とする助成制度から事業活動全般を対象として、その事業経費を助成する制度に改め、専門芸術組織が成長・発展し、豊かな創造活動と国民の芸術享受の場をつくりだす助成制度として打ち出す必要がある。2011年度からの実施を強く要望する。 <p>なお、効果的な運用のため、芸術文化振興基金を拡充し専門家が参加する専門助成機関の確立を同時に着手する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・全国で実演芸術の創造と享受を発展させる仕組みとして、公立文化会館の活動を位置づけ、公立文化会館の目的・事業を明らかにし、芸術家や専門芸術団体との連携をつくりだし、目的に相応しい専門家が配置された実演芸術の拠点をつくりだす法的基盤を整備する必要がある。その時期は新たな助成制度の具体化と平行して実現する必要がある。・実演芸術の公共的な価値を社会に生かすためには国だけでなく、地方公共団体の役割が重要である。専門芸術組織を育成し、実演芸術活動を促進するためには地方公共団体の文化政策の充実が必要であり、国が積極的に働きかけることが必要である。
	<p>○子どもたちの実演芸術鑑賞について国の方針と目標を明確にすること</p> <p>子どもたちが実演芸術に触れる機会に関して、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校における鑑賞教室は、歴史的には学校等と芸術団体の努力でかなり広範に実施されてきた。その実施率は近年低下傾向にあるが、2008年調査によると小学校75%、中学校55%、高等学校でも73%が実施されている。</p> <p>また、近隣の劇場・ホールで恒常的に鑑賞機会が得られる地域は大都市圏に限られており、家庭環境や経済的な条件などから、子どもの実演芸術鑑賞の機会の確保を家庭にのみ委ねることは格差を広げることになりかねない。</p> <p>義務教育期間において、あらゆる地域に住む子どもたちが、少なくとも年1回は実演鑑賞機会が得られるよう目標を確立し、目標実現のため、これまでの実績と実態把握を踏まえ、国と地方公共団体、学校、専門芸術団体等の役割分担など実施方法を検討し、その見直しスケジュールの立案が望まれる。</p> <p>文化芸術を通じた創造性等を涵養するコミュニケーション教育、芸術教育についても、実演芸術鑑賞機会の充実とともに総合的に位置づけ、また、地域間格差があることから、全国各地に専門家が配置されるような施策が望まれる。</p>

意見記載欄	<p>○実演家・スタッフの社会的な地位の向上を図るため 実演芸術の担い手である実演家等の就業実態は、雇用されているオーケストラなど一部を除き、その就業期間は不定期で断続的、時間は分単位から半日を超えるものまで不定形、かつ不特定多数の利用者のもとで活動するのがほとんどである。そのため仕事が無い場合は、臨時の仕事でつなぐか失業状態で、病気になったら収入を得ることが出来ない。また、仕事の怪我でも契約内容が曖昧で治療費が補償されたケースは少なく、所得補償に至ってはほとんどない。</p> <p>このように固有の環境で就業する実演家等の社会的な地位を確かなものとするために、事業主体と実演家等との共通認識となる契約ガイドラインを作成するなど円滑な契約関係を醸成する取り組みや、実演家等に関わる仕事上の災害に対する補償など被雇用者の社会保険の適用などを含め独自の社会保障制度の可能性について、2011年度から具体的な研究に着手し、中長期的な課題として実現することが必要と考えます。審議経過報告ではこの問題は触れられておらず、基本方針に明確に示して頂きたい。</p>
-------	---

3. その他、基本方針の見直し全般について	
意見記載欄	<p>○文化芸術を軸とした国際交流、文化産業や観光産業育成の総合的な政策推進のための省庁連携と予算確保に内閣の主導性の発揮を 地域の祭、民俗芸能や寺社仏閣など文化財、能楽堂、寄席、劇場・音楽堂、美術館、博物館などの文化芸術の拠点、スポーツ、自然景観は地域の人々の誇り、潤いと豊かな生活をもたらす重要な要素であり、まちづくりの核となるものである。同時にその質を独自の価値として国際的な評価を受ける水準まで高めていくことは、世界への貢献につながり、また、世界から観光資源として注目されることとなる。日本の文化財、文化資源のもつ多様性と豊かさは、世界的に見て稀であり高いポテンシャルをもっている。人々の創造性、美意識に基づく所産であり、21世紀の国の政策として、国民の共通した基盤として重点的に成長させることが重要な分野である。</p> <p>また、実演芸術、映画、映像や音楽ソフト、アニメなどの創造活動は、1)生産やサービスの有する側面から産業政策、2)コンテンツの放送・通信の側面から放送・通信政策、3)まちづくりの側面から地域政策、4)文化芸術の供給の担い手として側面から労働・雇用政策、5)歴史的な所産である文化芸術は、教育において中心となるもので教育政策、など他省庁との連携無しには充実したものには成り得ない。</p> <p>文化芸術が国民の生活、社会、経済活動と広範に深く繋がっており、今後の日本の持続的な発展にとって肝要となる中心的、総合的な政策課題である。全国に魅力ある拠点をづくりだし、実演芸術の創造と公演を促進し、コンテンツの制作と普及を図ることは、雇用を生みだし、文化産業、観光産業を育成することにつながる。多彩、多様な世界に誇れる文化芸術を国民が楽しみ、世界へ発信する国の成長戦略へ位置づける必要がある。</p> <p>これらの総合的な政策課題を実現していくためには省庁連携の仕組みが必要であり、文化省の設置を見据えた方針を内閣として判断する時であり、基本方針の冒頭に盛り込むことが相応しいと考える。</p> <p>○文化芸術活動の実態把握について 第二次「基本方針」において「文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図る」と明記された。さらに『文化活動に関する統計・データの現状に関する調査』(平成19年3月)がまとめられたが、文化庁として具体的な取り組みはほとんど実施されていない。</p> <p>文化芸術活動の実態把握は、関係者が現状と問題点の共有、文化芸術政策の形成とその評価に不可欠であり、政府統計の活用、独自調査の実施、民間団体の調査研究の位置づけなど、文化庁として調査研究の方向性と枠組みを具体的に示す必要がある。</p> <p>○施策の達成目標及び工程スケジュールについて 基本方針はこれまで概ね5年を目途に定められてきたが、今回は政権交代が行われたので、第三次基本方針は新政権として速やかに策定することが望まれる。文化芸術活動は定量的、短期的な評価には馴染まないと考えるが、設定が可能である中長期的な施策の達成目標と施策見直し等の工程スケジュールの明示が必要と考える。</p>

団体名	全日本舞台・テレビ技術関連団体連絡協議会
-----	----------------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>「基本方針」は文化芸術の未来を築き上げるための方向を示した指針として創作活動における黒子的存在の演出空間、映像領域で稼働する分野に従事する者にも自らの役割、責務の認識が浸透された点では高く評価する。</p> <p>しかし、舞台技術者等の確保・研修等と文化施設の充実等の具体的な実行施策が示されず戸惑うことが生じる。第16条、第25条の文化芸術拠点の充実、即ち劇場・音楽堂の充実実施策が多少偏り勝ちで、殊に「指定管理者制度」導入以来、施設の長期改修計画、専門家の定数確保等の基盤整備などに地方自治体の文化に対する温度差が「基本方針」が浸透するに従い生じていることは何か誤謬の解釈があるのではと忖度する。</p> <p>地方自治体の「基本方針」に対する実施状況の成果を調査され、その評価を公開されること要望する。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について	
意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"> ・技術進化は急速に波及、演出空間、映像領域の機器にも例外なく進み各分野の既成現職者の研修事業は欠かせず、各分野の協会は全国広範囲で実施、小さな予算額で会員、非会員の区別なく画一的に実施しなければ創作活動の完成度に支障が生じる恐れがある。また、これら研修は各自が自発的参加で実施している為に実行費は分野団体が負担、会費の殆どがこれに費やされ、国の支援事業よりの給付は事業費の1/4程度で厳しい現状であり、また、研修の成果と技能の尺度を認定・検定制度と両立で、「第3次基本方針の目的・使命」に基づく「認定・検定制度」成立を調査研究の配慮を要請する。 ・「指定管理者制度」導入による公共施設の会館、ホールの方が函物に化す憂いがで浮上。この制度が公共施設の会館、ホールの運営に活力を与えるのか、それとも市場経済を基本として稼働させるのか、何方かと言えば効率主義。文化は効率ばかりで存在出来ない。画一的に運営経費20%↓が強いられ、数並べのため未熟技術者の投入による質の低下が波及、利用者へのサービス低下に及び、真の文化振興に水をさす嫌いがある。このためこれらに携わる者の専門性、専門家の資格認定制度が浮上する。この課題を基本方針の課題と要望するとともに文化芸術活動の支援体制と評価は画一的に扱わず分相応な施策を要請する。 ・公益性の検討に時代に対応する思考で民間活力の活性化を強く希求する。 ・官と民の新しい協力体制の確立ため広く意見収集のための組織網の検討 ・文化庁の機構・組織の見直しと強化の検討と省昇格の働き掛けを懇請する。

3. その他、基本方針の見直し全般について	
意見記載欄	<p>・仮称「劇場法」の法案に「基本方針」の使命を基盤に。文化芸術活動の振興の担い手の意見は幅広く求め、委員会の設置・委員は公募することを要望する。 施策に人を基軸に、文化は人なり画一的な思考でなく機微を残す施策の成立を懇願する。</p>

団体名	社団法人 日本漫画家協会
-----	--------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>3.文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項 ②日本文化の発信及び国際文化交流の推進</p> <p>「国際メディア芸術総合センター」が「国立漫画喫茶」などと揶揄され、コンセンサスを得られなかった事からもわかるように、メディア芸術やサブカルチャーを振興してゆく事に対する、国をあげての丁寧な合意形成が出来ているとは思えない。また、本気で文化発信基地としての施設の必要性を考えるなら、補正予算などの偶発的機会に便乗するような形で実現させようとせず、一般財源の中で必要性への理解を得てゆくべきではないか。</p> <p>4.国際交流等の推進</p> <p>当協会では主に東アジアを中心とした諸国諸地域との交流事業を自主的に行っているが、こちらからの申請への部分的な支援はあるものの、国が主体となって実現した交流事業は、外務省が設立した「国際漫画賞」のみで、表題は空文化しているとしか評価出来ない。</p> <p>8.著作権等の保護及び利用</p> <p>「時代の変化に対応した法制度の整備」「海賊版流通の阻止、撲滅」とあるが、著作権保護期間延長問題一つをとっても我が国では、著作者の死亡から著作権の消滅までの期間が未だ50年のままで主要先進国の保護期間から少なくとも20年という長期の遅れを取っているいわゆる「70年問題」を解決できぬままでおり、このような現状を改善出来なければ、保護どころか日本国自体が海賊版流通の牽引車となってしまう。危急の課題として取り組んで頂きたい。 ※参考 http://kaorusato.exblog.jp/page/7/</p> <p>10.文化芸術拠点の充実等</p> <p>漫画というメディアに対しての国としての評価が原資となることなので、当事者からの要望を表明しづらいところではあるが、少なくとも我が国の漫画文化は独自性の高い特殊な発展を遂げ、他国に類を見ない文化を形成して来た。それを支えてきた原稿や貴重な資料が経年劣化を続け、初期のものは危機的状況にあるにも拘らずその引き受け手としての公共施設が一つもない。軽々な施策は「ハコもの行政」と括られてしまうが、国民からの理解を得られるような形で、専門家による保護、保存のため、博物館などの公共施設の実現を祈念してやまない。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	<p>1.保護期間延長問題の解決 前項目の通り。</p> <p>2.デジタル時代に於ける著作権についての啓蒙 複製や流布が容易になった事で、著作物が不正利用されやすくなっている。2009年の著作権法改正や検討されている「権利制限の一般規定」など、利用者には利便性は高いものの著作者の権利を奪う政策に偏っている。ルール作りや啓蒙、罰則規定の充実など、課題は山積している。</p> <p>3.出版業界での「著作隣接権」の是非 斬新なデバイスの相次ぐ出現を受けて、一部出版社から「著作隣接権」取得の要望が出ているとの事だが、漫画という特殊なメディアの制作現場においては、著作隣接権の本来の主旨である「原盤確定」という必要条件是漫画の場合作者自身が満たしているもので、またコンテンツの運用についても、個別の使用契約が現行でも可能な上、著作者と出版社との関係はおおむね良好であり、支障が生ずるケースというのは非常に稀である以上、権利の拡散は出版社、われわれ著作者双方にとってデメリットが大きすぎると思う。包括的な権利元の分散は、社会的にも許諾の煩雑さを招く事はもちろん、要望元の出版社にとっても、必要以上に膨大な数の作品に対する過剰な責任が発生し、結局はコストの方が増大してしまう事は明らかである。慎重なる再考を求めたい。 また、「著作隣接権」とは、本来実演家、レコード製作者(いまではレコードという言葉は使われないが法律用語として存在)、放送事業者の権利を意味するものであるため、この観点からいまいちど見直していただきたい。</p>
--------------	--

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄	<p>漫画に関してはこれまで国家が保護してきた実績はほとんど何もなく、著作権全般で述べれば上記のように、利用者の利便性のために著作者の権利を制限する方針ばかりが打ち出されている。文化政策を考えると著作物を保護し、発展させようと本気で考えているとはとても思えない。 著作者が安心して制作に専念できるような社会を実現するよう、見なおすべきである。</p>
--------------	---

団体名	一般社団法人 日本アニメーター・演出協会
-----	----------------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>(1)メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点形成について(第7頁ii)</p> <p>メディア芸術の1つと位置づけられるアニメーション(以下「アニメ」という。)は、主として戦後に急速な発展を遂げてきた分野であり、1958年公開の『白蛇伝』を起点とすれば、約50年の歴史を有しています。</p> <p>発祥から約半世紀を経た今、我が国アニメの草創期を担ってきた方々は世を去りつつあり、それと共にアニメを文化たらしめている記憶や記録が急速に失われつつあります。しかるに、我が国において未だアニメは研究分野の1つとして成立しているとは言い難く、各作品はもちろん、その原資料である絵コンテ、各種設定、原画やセル画についても、組織だった収集保存は行われておりません。</p> <p>今後、我が国を代表する文化芸術の1つとしてのアニメを発展継承していくためには、その調査研究が必要不可欠であり、そのためには草創期からの営みを知る人々のヒアリングを含めた記録の収集保存がなければなりません。</p> <p>更に、近隣諸国による激しいキャッチアップの中、今後とも我が国のアニメが過去の栄光という形ではなく存続していくためには、映画におけるハリウッドがそうであるように、我が国にアニメの国際的な拠点を形成し、常に世界をリードしていく体制の構築が必要です。</p> <p>2009年に大きな政治問題となった国立メディア芸術総合センター(仮称)は、その拠点となり得る存在でした。センターが政争の具とされ、あのような形で頓挫する結果となったことは極めて残念でなりません。</p> <p>まったく同様の取り組みをごく近い将来に再度推進することは困難でしょうが、センターが本来果たすべきであった機能を実現するという観点から、引き続き国際拠点形成という基本方針の実現に向けた取り組みが継続されることを強く期待いたします。</p> <p>(2)次代を担う優れた人材の育成について(第13頁(2))</p> <p>アニメにおける“クリエイター”は、監督に代表される「演出家」と監督の描く世界を描くことによって形にする「アニメーター」とに大別されます。</p> <p>我が国のアニメの強みは、数多くの作品制作を通じて交錯するクリエイター達の相互交流という“現場”にあると考えます。我が国のアニメ演出家の多くはアニメーター出身者であり、アニメーターは職人的な動画職とクリエイター的な原画職とに大別されます。</p> <p>しかるに今、現場全ての登竜門とも位置づけられる動画職の担当する業務の多く、約8割以上は海外委託がされているのが現状です。約20年近くをかけて海外委託の割合が増すと同時に、デジタル化とハイビジョン化の影響もあって現場の経済的環境が悪化した結果、我が国アニメを支えるアニメーターの高齢化と技能継承は待ったなしの状態となっています。</p> <p>幸いにして、この分野に関しては今年度より若手アニメーター等人材育成事業(以下「本事業」といいます。)が開始されました。本事業は、次代を担う優れた人材の育成という基本方針を実現する大きな可能性を有しています。この可能性を実現し、人材育成を一時の事業でなく、我が国アニメ業界において自立的に機能する人材のエコシステムとしていくためには、ある程度長期にわたってこの事業を継続し、内容の改善及び業界への普及を図っていく必要があります。</p> <p>次代を担う優れた人材育成実現のため、本事業の中長期にわたる継続及び発展的拡大を強く希望いたします。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	(1)現場スペシャリストの維持発展(人材育成)
	<p>ア 総論 平成22年6月7日付文化政策部会「審議経過報告」(以下「審議経過報告」という。)序文(6)は、世界に誇れる日本の有りどころについて、「結果ではなく実際のプロセス」であると指摘されています。 メディア芸術の1つであるアニメは正にその好例です。我が国のアニメが世界に受け入れられた要因の1つはその多様性にあり、多様性の源泉となったのは企画者であるプロデューサーから作り手である監督やアニメーター達までが一体となって構成される現場(プロセス)にあります。 しかし今、この現場環境は急速に劣化しつつあります。アニメの根幹を担う原画職アニメーターは高齢化が進み、技能ある若手アニメーターの育成は思うように進んでいないのが実情です。その原因は、原画職アニメーターの卵となるべき動画職アニメーターの数的減少と稼働環境の悪化にあります。 アニメが、今後とも魅力ある生きた文化として継続していくためには、中長期的視野に立ち、現場というプロセスを担う専門人材であるアニメーター・演出家の人材育成を継続していくことが必要です。</p> <p>イ 原画職アニメーターの人材育成 本事業(平成22年度若手アニメーター等人材育成事業)は、主として原画職アニメーターの人材育成を目的としています。本事業は今年度から始まった全くの新規事業であり、他に類例がありません。本事業が所期の目的を実現していくためには、中長期的観点からこれを継続し、トライ&エラーを繰り返していくことにより、人材育成ノウハウの精度を高め、その成果の業界への普及を推進していく必要があります。 メディア芸術に関するクリエイターの人材育成については、ともすれば監督に代表される演出家にスポットが当たってきました。しかし、如何に優秀なアニメ監督もアニメーターがいなければ作品を作ることはできません。宮崎駿監督の例を引くまでもなく、我が国におけるアニメ演出家の多くはアニメーターの出身が多く、そうでない場合であってもアニメーターとの協働により切磋琢磨されてきた側面があります。また、アニメーターにとって最も重要な技能は“演技”であるといわれ、その役割はよく実写映画における俳優に例えられます。 第3次基本方針の下では、このようなアニメーターの役割に思いをいたし、本事業を含めたアニメーターの人材育成がより一層拡充されることを希望いたします。</p>

意見記載欄	<p>ウ 動画職アニメーターの人材育成 動画職アニメーターの人材育成を阻害している要因はただ1つ、彼らが十分な仕事と収入を得られない現状にあります。</p> <p>労働集約的側面を有する動画職アニメーターについて、主として低廉な人件費を理由とした海外委託による空洞化という現実を合わせて考えた場合、民間の自助努力による状況の改善は困難であるといわざるを得ません。また、新人の時からその殆どが契約社員かフリーランスであるアニメーターについて、各事業者の負担による人材育成は機能していないのが実情です。</p> <p>このような状況下において、アニメーター及び演出家の卵である動画職アニメーターの人材育成を進めていくためには、これら動画職アニメーターを1箇所に集め、業界全体で共同利用する専門職研修所とでもいうべき環境を整備し、そこに経済的援助及び育成ノウハウの提供を行うことが必要であると考えます。</p> <p>幸い、我が国のアニメ産業はそのほとんどが東京西部に集約していることから、このような専門職研修所を設置しても、現場と研修所との地理的一体性が損なわれることはありません。また、育成ノウハウについては、本事業により獲得されたものの相当部分を用いることができます。</p> <p>かかる観点に立つて、私たちは、「育成された人材が働く現場の環境改善と職業としての活躍の場の確保」(審議経過報告別添第28頁)のため、動画職アニメーターの人材育成を主たる目的としつつ、コンテンツ産業としての基盤整備ともなり得る、人材育成拠点としての専門職研修所の整備を希望いたします。</p> <p>(2)産官学共同プロジェクトの実現 我が国アニメの文化的経済的ポジションの維持拡大を図っていくためには、審議経過報告第8頁においても言及されているとおり、その調査研究を進めることが必要であり、そのための仕組みが構築されなければなりません。このような国際的拠点を日本に構築し、そこに海外からの留学生や研修生等を積極的に受け入れることによって初めて、我が国が世界に誇る固有の文化の1つであるアニメが世界に受け入れられ、広がっていくことに繋がります。</p> <p>今後10年すると、我が国アニメを支えてきた高度な技能を有するアニメーター達は50代後半から60代に達し、一線から退いていくこととなります。これらの人材が有する知識経験をまとめ、次世代へと継承していく必要があります。</p> <p>クリエイターの育成及び国際的拠点形成という観点から、私たちは「クリエイターの育成には、大学等の教育機関に企業からの寄附等による寄附講座を設け、人材育成に取り組むことが考えられる。」(審議経過報告別添第27頁)の具体化として、一種の専門職大学院ないしアカデミーとでもいうべきアニメのクリエイターに関する研究教育機関を設置し、これを米国のカルアーツ、フランスのゴブランをも超える世界のアニメクリエイターにおける頂点とすることを目指し、産官学が一体となった国際的拠点形成としていくことを希望いたします。</p>
-------	--

3. その他、基本方針の見直し全般について	
意見記載欄	<p>審議経過報告序文の最後でも言及されておりますが、文化であると同時に産業としての側面も有するアニメについては経済的側面からの取り組みも必要不可欠です。更に、コンテンツであるアニメの主たるウィンドウは放送です。その上、アニメ業界における取引関係は多重下請構造にあり、残念ながらコンプライアンス的側面から多くの改善を要する点があります。</p> <p>前項までで指摘した問題点を解決していくためには、経済産業省、総務省、公正取引委員会等々、関係省庁がそれぞれの分野から、相互に有機的連携を持った施策を進めて頂くことが必要です。難しい問題であることは承知しておりますが、基本方針の見直しにおかれましては、関係省庁との連携強化の重視をお願い申し上げます。</p>

団体名	社団法人 日本オーケストラ連盟
-----	-----------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について

意見記載欄	<p>第2次基本方針には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厳しい財政事情の下で「適切な評価」「支援の重点化、効率化」を図り、「必要な法制上、財政上の措置と税制上の措置等」を講じ、文化芸術活動の発展を支える環境づくりを進める。そして、「関係府省間の連携・協力を一層推進」し、社会全体で文化芸術の振興を図っていく。 ・国が行う文化芸術への支援については、「より効果的な支援が行えるよう、支援方策について必要な見直し」を行う。等々 <p>が述べられ、文化芸術団体が永年に亘り主張し要望していることが盛り込まれており高く評価するものです。しかし、これが具体的にどこまで実現、実施されたでしょうか。昨年末、無駄を省くとの目的で行われた「事業仕分け」で「重点的な支援を行う」とされた事業が廃止、縮減と基本方針を全く無視した評価が出され、それを受けた予算が編成されました。</p> <p>基本方針に盛り込まれたことを、予算措置し施策に具体化することこそが肝要ではないでしょうか。基本方針を文化庁の政策理念にもっとしっかり位置付ける、他の府省庁との連携、協力を図るべきだと思います。</p>
-------	---

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	<p>国も地方も一層厳しさを増す財政状況の中で、より効果的な支援方策の構築が急務であると思われれます。</p> <p>○文化芸術団体を育成するため、団体の自助努力を一層促しインセンティブが働くよう、これまでの収支差額を助成する制度から、その団体の活動全般を評価して総合的な支援とする新たな助成制度に改める必要がある。一方で、支援にあたっては公共性をさらに重視し国民への説明責任を果たす必要がある。そのため、いわゆる日本版アーツカウンシルを創設し、新たな審査・評価の仕組みを導入する。また、文化活動に関する基礎的なデータの収集、研究の充実を図る必要がある。</p> <p>○国際的にも特に東アジアの中でのわが国の果たす役割は重要で、躍進めざましい中国や韓国に比肩して国際貢献を果たす必要がある。これらの国に比べて少ない文化予算を増額させるとともにアジアとの交流に関する支援を充実させる必要がある。</p>
-------	---

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄	<p>○「文化芸術の振興に関する基本的な方針」は、概ね5年間を見通して策定するとされていますが、文化芸術の根幹は5年、10年で大きく変わるというものではありません。過去から優れた先達がりっぱな基本方針を策定しています。今後第4次基本方針以降の策定作業は、またいちから議論をするということではなく、定めた基本方針に沿って、見直しする必要があるのか、あるとしたらどう直すかの議論をすべきではないかと思えます。そして、毎年、策定した基本方針がどのように実施されたか、また目標が達成されていないとすると何故なのか、どう改善するのかを検証する方法にすべきではないかと思えます。</p> <p>○わが国には世界に誇る優れた技術や知識が沢山あるが、それは過去から長い時間をかけて「人づくり」をキチンとやってきたからである。その基盤は文化芸術にある。今後ますます国として総合的な文化芸術の振興を推進する必要がある。そのためには「文化省」を創設し、政策の根幹に据えるべきである。</p>
-------	--

団体名	公益社団法人 能楽協会
-----	-------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>I. 「文化芸術の振興の基本的方向」及び「文化芸術の振興に関する基本的施策」の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本的視点」として挙げられた①文化力の時代を拓く、②文化力で地域から日本を元気にする、③国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える、という各々の要点における理念は、大いに賛同できるものであり、我が国における文化芸術の本質、歴史的価値、魅力、社会での需要、国際的役割など、その重要性において全ての見地から総合的に配慮された考え方であることを高く評価致します。 ・「重点的に取り組むべき事項」には、「無形文化財等の継承者養成のため、経済的に自立可能な環境の整備」、「子どもたちが身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会を充実」、「文化財を国民共通の財産として親しみ、守っていく機運の醸成」などが具体的に記載され、一部については、公的助成においても本方針が考慮された上で実現したことも等しく評価できると思います。 ・「伝統芸能の継承及び発展」として、その価値の理解、普及、国内外の活動への支援、人々が伝統芸能に身近に親しむ機会の拡充、用具等の製作・修理に必要な技術継承及び原材料の確保に至るまで、より詳細に明確に位置づけをされたことが特に評価できるところです。 <p>II. Iにおける課題</p> <p>上記の「基本的視点」の理念を根幹の方針として曲げず、文化芸術の性質に沿うよう、長期的な視点に立った方針の策定を継続することが第一義かと考えます。又、「重点的に取り組むべき事項」、「伝統芸能の継承及び発展」については、一部が助成にて加味されたことを除けば、考え方の中に留まり、その後の計画、実行、成果、評価、改善、といった具体的に実施される形が見えてこなかった現実に加え、政権交代による「事業仕分け」では、第2次基本方針どころか、根幹の文化芸術振興基本法すら理解されていない議論の末、文化芸術にとって多くの重要な事業が廃止、削減の判断を下されました。文化芸術立国を目指し、より充実した現実的な文化政策を具現化するには、その具体的な実現方法を策定すること、さらに文化庁を始めとする各府省庁、地方公共団体、独立行政法人、公益法人など、広い範囲の関係機関に基本方針の理念を共通認識として根付かせると同時に、各々の相互理解及び協力、並びに適切な役割分担を確立することが不可欠であると考えます。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	<p>I. 「文化省」の創設と文化予算の大幅な増額 第二次基本方針の「文化芸術の振興の意義」に記載されている通り、我が国における文化の振興、文化力の認識は、世界平和に繋がるものであると考えます。文化を外交の柱とすることが現実となった今の時代において、世界をリードする国々の中で、日本は独自の文化の歴史と実力を兼ね備えたトップの国といえます。自国の文化を世界の人々へ積極的に広く公表することは、先進国である日本の国際的な責務を果たすことにもなると考えます。文化芸術による国づくりを進める上で国際的にも貢献するためには、本格的な環境整備として、「文化省」の創設と文化予算の大幅な増額が不可欠であると考えます。</p>
	<p>II. 文化芸術団体の活動に対する支援制度の見直し 多くの文化芸術団体は、公演活動での収入で直接経費を賄うことも難しく、間接経費である事務費や運営の人件費まで捻出することは限りなく不可能です。従来の支援制度は、収支差額を前提とした実質上の赤字補填であり、結果として、多少の入場料値下げなどは実現しても、団体は公演数に伴い必ず相応の赤字を負担することになります。多くの団体は、公演による赤字に加え、日常の団体運営費も資金源がなく、当協会のように実演家である会員の会費で経営基盤を何とか維持しているのが実情です。然しながら、長期にわたる経済不況、社会生活の変化、趣味の多様化などにより、舞台芸術鑑賞やお稽古事を行う人口が大幅に減少し、連動して、実演家自身の仕事の数、収入にも多大な影響を及ぼし、充実した活動に繋がらず、文化芸術振興の理念からは遠ざかっているのが現実です。この悪循環を打破するには、収支差額助成制度から団体の事業活動全般を対象とした事業経費助成制度を導入することが先決と考えます。 又、一元化した助成システムの適用は、経済的、人力的にかえって過度な負担がかかる恐れもあり、各ジャンルに見合った公演の規模、形態、経費などの実情と需要を把握の上で、現実的で有意義な支援政策が実施されることを願います。特に伝統芸能の分野では、長い歴史を根拠とする各々の業界体系や公演形態により、ニーズが様々であることを付け加えます。 さらに、単一公演の助成を求める単位事業であれば、従来のまま公募制の方式が平等であるかもしれませんが、団体の事業活動全般の助成を求める場合につき、新法による認定を受けた公益法人は、その公益目的事業が「不特定多数の者の利益の増進」に繋がる公益性を第三者機関にて既に担保されており、これを活用することで、助成対象の審査・評価においては、かつてよりも簡便になることも期待できます。</p>

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄

我が国には、基本法に例示された伝統芸能を始めとし、独自の文化及び芸能が数多く存在し、これらは世界水準を意識することなく、国内における充実をもって、その真価の国際的発信も可能であり、日本にしか成しえない重要な役割を備えています。当協会が専門とする能楽においては、日本の重要無形文化財、世界の無形文化遺産であり、歴史的にも我が国の伝統芸能の代表として、国家をもってその継承、普及、発展に傾注することは必然と考えます。日本古来の文化的要素で成り立っている多くの芸能は、国家戦略として十分に多様な活用が期待でき、例として、①日本国民は鑑賞を通して何某かの感性に触れ経済的不況下においても新たな活力を持つ可能性があり、②本物は日本でしか見られないことを目玉に海外からの観光客誘致に役立ち、③国際的な文化交流における発信では日本の色を強調する主要な役割を担うことができます。然しながら、近代では国内における能楽の認知度が低いように、伝統芸能全般は、人口の全体割合からすると少数の有力な支持者、愛好者の支援、並びに関係実演家自らの努力で継承されてきた現実があり、先ずは日本国民の伝統芸能に対する重圧な印象と鑑賞に至るまでの高い壁を取り払い、世代や地域を問わず、広く人々が身近に親しむことができる機会の拡充なくしては、先に挙げた多様な活用の実現は困難と考えます。数百年の歴史において本質を変えずに伝承されている、日本古来の文化及び芸能の歴史を現代までと同じく継続するのであれば、時代の様々な必要性の中で変革を続ける経済システムから逸脱させて考慮すべき英断に迫られた状況であるとも言え、そのための重点的な施策の制定は多岐に渡り大きな成果を生むと確信します。

団体名	特定非営利活動法人アートNPOリンク
-----	--------------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>『第2次基本方針』で掲げられた内容は、幅広い文化芸術分野と、都市部だけでなく地域に対しても、全方位的に配慮された内容だと評価しています。また、その方針に沿って国の役割を推進されていることも理解しています。</p> <p>【「エバリュエーション」の仕組み、体制の構築】 その一方で、『第2次基本方針』では抽象的な表現が多く、方針の策定と施策の実施によって、従前と比べてどのような成果があったのか、文化芸術活動を実践する者が把握することは容易ではなく、国民に対する説明も不十分であると考えます。よって、方針に則った施策の成果について、評価を行い、現場のニーズを把握し、国民への説明とより良い施策の構築を行う(この一連の流れを当団体では「エバリュエーション」と捉えています)ための、仕組みや体制づくりが課題の一つであると考えます。</p> <p>【助成に関する「専門的機関」に関する検討について】 こうした点から、『第2次基本方針』の「重点的に取り組むべき事項」の中で、「文化庁、芸術文化振興基金、その他の助成機関等の適切な役割分担を図るとともに、審査・評価を充実させ…専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性も検討する必要がある」という記述があり、その必要性は、当団体も強く賛同します。しかし、この「専門的機関」について、どのような検討が国として進められているのか、説明が不足していると考えます。また、こうした検討のために、現場から意見を述べる機会や対話する機会を設けるべきであると考えます。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

<p>意見記載欄</p>	<p>既に当団体からは、先般の「審議経過報告」に関する意見募集にも意見を提出しておりますが、ここでは改めて強調したい事項を述べます。</p> <p>【助成制度の改革について】 助成制度のあり方に関しては長い間の検討事項であり、実際に問題も発生しています。この点については、アートNPOのみならず多くの文化芸術団体にとっても強く変革を求める重要な検討事項です。我々は、赤字補填(自己負担の範囲内)を前提とした助成制度からの脱却と制度の見直しを強く望んでいます。 アートNPOの収支構造は、基本的な管理・運営費(人件費)が設置団体から支給される公立文化施設、チケット収入の見込める(実演)芸術団体とはまったく異なっており、従来のような『助成対象経費の1/3(1/2)助成』、『全額後払い』、『間接経費が認められない』制度は現実的ではありません。 これまでの助成プログラムの制度設計を見直し、費目を特定した支援(助成対象経費や自己負担金による上限の撤廃)、団体の運営スタッフの場合でも事業担当者の実働時間の人件費を助成対象とすること、交付予定額の概算払いといった制度の改正を、強く求めます。 また、こうした改正のために必要な調査研究や国民への説明について、当団体は積極的に協力します。</p> <p>【地域の創造拠点の形成に関すること】 「地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する」にあたっては、公立文化施設のみならず、地域資源(遊休となった公的施設、無人化が進行する中心市街地の空き店舗、空き民家、工場施設等建造物)を活用した拠点の形成と、そこにおける活動支援を望みます。地域には、既存文化施設のみならず、文化芸術の拠点となりうる多くの地域資源が眠っています。これら地域資源を有効に活用することにより、地域に根ざした文化芸術を活性化させるだけでなく、地域の創造力を喚起して、地域の課題解決に取り組んでいることが求められています。</p> <p>【アートNPOの人材育成に関すること】 「NPO法人等『新しい公共』による文化芸術活動を支援する」ためにも脆弱な財政基盤や人材不足といった現状の課題に則した支援のあり方が必要であり、複数年継続を前提とした委託事業、補助事業(助成を含む)の制度設計や、現場の予算執行に裁量権を持たせた運用(間接経費を)を切望しています。「新しい公共」による文化政策を推進するためにも、NPOの実態に即した助成制度の設計を行うべきだと考えます。</p> <p>【「日本版アーツカウンシル(仮称)」について】 「日本版アーツカウンシル(仮称)」については、先に述べた「エバリュエーション」の仕組み、体制の構築を考えると、助成金の分配だけを行う専門機関ではないと考えます。現場のニーズを把握し、より良い助成プログラムの構築につなげていく調査研究能力、全政党への政策提言、文化庁のみならずすべての省庁に対する政策立案能力を備えたシンクタンク機能を有する組織であることが必要です。また、「地域アーツカウンシル」の設立を視野に入れ、芸術団体やアートNPOとの人事交流を行い、地域や現場の声が直接反映できる体制を整える必要があります。</p>
--------------	---

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄	<p>〈アートNPOは、市民社会における「公共の役割」を担っている〉 アートNPOや地域における文化芸術活動は、営利を目的とするものではなく、また、個人の自己表現や自己実現の追求でもありません。アートNPOは、各地で生み出され、展開されてきたさまざまなアートプロジェクトを通じて、社会の多様性を尊重し、新たな価値を創造しています。その成果として地域文化の活性、社会的包括の実現、社会関係資本の増大をもたらすこれら諸活動は、市民社会において公益的な活動(公共的な事業)だと捉え直すことが、基本方針の重要な考え方に反映されることを求めます。</p>
	<p>【地方における文化芸術活動の「水準」について】 また、第2次基本方針の中で「文化芸術の頂点の伸長、裾野の拡大」という言葉が用いられていますが、ともすると「頂点」=東京等の都市圏、「裾野」=地方、といった中央集権的な構図に捉えられているように見受けられます。というのも、各種の助成事業の申請における現在のような審査体制では、地方での文化芸術活動の質(水準)を正當に評価することが可能であるのか、地方での文化芸術活動の成果やニーズを汲み取ることが可能であるのか、疑問に感じるからです。 地方分権の流れにおいて、地方で展開されている「水準の高い」事業を評価すること、あるいは地方での文化芸術活動の水準を高めていくことで、日本全体の文化の水準を高めていくことが必要だと考えます。</p>

団体名	特定非営利活動法人 全国町並み保存連盟
-----	---------------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>現行の基本方針は個々に関しては同意出来る物です。</p> <p>人々は地の利を見て町を築き、豊作を神に願い祈り、歌い、踊り、描き、技を重ねてきました。こうした無形の行為は場を求め、社や舞台を築いてきました。江戸の旦那衆は職人や画家、芸人を育て地域の文化芸術を育て守ってきました。文化芸術は地域住人が創り育てるものです。現代は、ソロバン勘定が第一で都市の文化的環境を破壊し、ソロバン勘定の都市を築いています。こうした都市環境の中では、人々の文化的感性が育てられないように思います。文化芸術振興政策は都市環境政策と手をつないで行かないと出来ないのではないのでしょうか。伝統的な文化的技術的芸術的技を現代に活かす次世代に託し続けられる社会的仕組みがないと文化芸術は育ちにくいように思います。</p> <p>文化政策の各項目はそれぞれ良く出来ています。しかし、「外の目」で見ている客観的評価は重要ですが、持続可能な文化芸術保存振興のためには「内の目」で文化芸術を守って来た先人の仕組みを見る必要があると思います。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について	
意見記載欄	<p>「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方」の理由については同意いたします。しかし、我が国の経済発展、文化芸術の振興は明治以降先進諸国の先進技術や文化芸術を学び写し、先進国の仲間入りをしてきました。現在でもその構図は変わりません。こうした構図を続ける限り文化芸術の振興では国際的信頼を得ることは難しいと思います。</p> <p>幕末、明治初期に日本を訪れた外国人は、江戸・東京の緑あふれた都市景観や江戸錦絵、活発な市民生活に感動した記述を残しています。都市環境の作り方も住民自身が編み出しています。美しい都市環境と安全な環境を創る手法も江戸住民は創り出し、現代に伝えている地域があります。その一つは上野の谷中です。谷中には植木棚があり美しく、住民は仲良く、警視庁の報告でも犯罪の発生は少なく、子供の面倒見は良く、近くの公園で子供の「お絵描き会」を地域住民の世話で楽しく開催。谷中には江戸期以来の寺社もあり、江戸期から現代までの歴史的な文脈をたどれる建築が多く残っています。また、地域住民は歴史的建築の保存と活用に熱心で、取り壊しの酒屋を保存し資料館にし、風呂屋や蔵をギャラリーに活用するなど、地域に誇りを持ち活動しています。こうした谷中を見ようと毎週土日には内外の見学者が大勢訪れます。また、谷中の和風の宿屋も外国人の客でにぎわっています。全国にある町並みも伝統的技を積み重ね、地域独自の個性豊かな都市文化を築き、地域の祭りや芝居の中にも伝統的技を重ねた芸術を見ることが出来ます。</p> <p>「文化芸術の振興」のためには、住民が土地に誇りを感じる環境を育て、都市の文化的芸術的環境の整備が欠かせません。こうした地に着いた文化的芸術的環境が住民と共に育つことが大切。社会的にも技を蓄えた先進技術の振興も国の文化の一環として重要です。文化芸術の教育についても、何を読み取り、何に感動し、何を創造し、何を伝えるかを育てて行かなければならないと思います。</p> <p>今後の文化芸術振興政策を進める上で、都市の文化芸術的景観的環境を護り育てることが重要だと思います。このためには、文科省ばかりでなく、関連する省庁との連携も必要だと思います。</p>

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄	<p>都市文化問題について</p> <p>社会の中で文化芸術を振興させようとする時、住民に文化芸術の感性がなければ振興は難しいと思います。こうした感性は先ず家庭で育てられ、都市環境の在り方でも育てられるでしょう。ただ、現代のソロバン勘定の社会の中では我々が望むような豊かな感性が育つでしょうか。姿の美しい建築が相続問題で取り壊され、高層アパートが建ち、周辺住民が反対する事例が多発しています。福田首相が200年住宅を計画しても50年と持たないのが現実です。この土地本位的経済構造が、都市の文化的芸術的環境を破壊しているのが現実です。政府全体、社会全体でこの土地本位制を改革する必要があります。</p> <p>日本の文化芸術を国際的に発信するためには、他国の影響下ではない日本の独自の文化を育てる環境造りが必要です。日本の伝統の中にある技に更に現代に生きる技を加え磨くことが求められます。日本の文化の発信は神社、仏閣、歌舞伎、生け花、柔道などが多いのですが、町並みの紹介は殆どありません。海外の人達は日本の地方文化を知りたがっています。どしどし発信することが求められています。</p> <p>私たち町並み保存連盟でも英文で日本の町並み紹介しようと計画したことがありますが、出版資金が得られず中止したことがあります。今後、一般市民の文化芸術振興に寄与する動き、運動には政府は積極的に是非支援して頂きたいと思います。そうすることによって、日本の文化芸術振興策は多いに進展する物と確信致します。</p>
--------------	---

団体名	社団法人 企業メセナ協議会
-----	---------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について

意見記載欄	<p>「第2次基本方針」を見ると、第1次基本方針策定後の諸情勢の変化を踏まえ、第1次基本方針を見直し、策定したとされ、○短期的な経済効率性を一律には求めない長期的かつ継続的な視点に立った施策の展開、○法制・財政・税制上の措置による文化芸術活動の発展を支える環境づくり、○専門的人材の育成と文化ボランティア活動を活発にするための環境整備、○メディア芸術等の新しい文化芸術の国際的な拠点形成、などが基本的視点や重点施策の中で表明されている。しかし、第1次基本方針から第2次基本方針へどこがどう変わったのか分からない。政策がきちんと実行されて、その変化を実感すれば、政策の拠ってきた基本方針を意識し、方針の変化が分るものである。それがない。第2次基本方針の評価ということであるが、現時点では、実行されることのない理念としてあるだけにすぎないと評価せざるを得ない。例えば、第1次基本方針下の2003年に指定管理者制度が導入され、それをきっかけに、公立美術館の運営が短期的な経済効率性を求められるようになり、その状況が今もって改善されていないが、「短期的な経済効率性を一律に求めない・・・」の第2次基本方針に背馳する。また第2次基本方針では、文化芸術の振興がより質の高い経済活動を実現すると、その意義を述べているが、特にリーマンショック以後の経済危機の中にあつて、経済と文化芸術のどちらをとるかの対立思考に陥っているなどの現実がある。課題はただ一つ、基本方針に沿ってその年のテーマを設定し、広く一般に周知し、文化庁のリーダーシップのもと着実に実行し、さらにその結果の検証を行う・・・このPDCAをきちんと進めることに尽きる。</p>
-------	---

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	<p>私ども企業メセナ協議会は、2007年に「日本の芸術文化振興について、10の提言」を、また2009年に「文化振興による地域コミュニティ再生策～ニュー・コンパクト」の緊急提言を行った。これらは考え方において、先の「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」の文化政策部会「審議経過報告」と基本的に変わらず、当報告で示された6つの重点戦略が、今後、重点的に推進すべき事項と考える。ただ、いくつかの留意すべき点がある。まず(1)文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し、の「文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法」とは、助成を受ける団体にとって真の支えとなる制度、例えば、赤字補填を改め概算払い等にも対応できる助成制度でありたい。また、「マッチング・グラント」を導入する場合には、決して国の文化予算の減額分補填が目的であってはならず、文化予算の確保を条件とした導入でなければならない。なお、寄付を含めて支援の仕組みを考えると、「支援する側＝企業、市民／支援される側＝NPO」と限定しすぎず、民間の幅広い主体(NPO法人や公益法人、市民、企業等)の多様な参画のあり方を支援すべきである。次に、(2)文化芸術を創造し、支える人材の充実、に際して認識すべきことは、人材は不足しているのではなく、豊富に存在するにもかかわらず活用できていないということである。その要因として以下が考えられ、これらの課題をふまえた上で、人材活用の仕組みづくりに臨まなければならない。○文化庁に「アートマネジメント領域の人材育成」に関する長期的な方針がないこと、○文化・芸術領域で働く人の雇用環境(給与・社会保障)について、根本的な議論がなされないこと、○文化・芸術領域と異業種との積極的な交流が少ないため、財務、マーケティング、広報、法律等の専門スキルをもつ人材が新たに流入しにくいこと。そのような人材を雇用できる経済的環境でもないこと、などである。</p>
-------	---

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄	<p>1.基本方針を何度見直しても、具体的な政策として実行されなければ意味がない。10年前に「文化芸術振興基本法」が定められ、第1次基本方針、ついで第2次基本方針が示されてされてきたが、今日までまったく機能していない。その要因は、何としても実行するという強い意思の欠如にあると思う。基本方針の見直しを云々する前に、まず、そこに問題の本質があると認識されたい。その上で、基本方針の見直しに臨んでいただきたい。</p> <p>2.基本方針を作成する前提となる現状の把握がきちんとなされていないと、方針があいまいなものになる。制度上現状何が改善すべき条項なのか、他省庁等の所管事項の何が問題であるのかなど、より具体的に問題を把握し、それをどのように変革していくべきかについて十分に検討されたい。</p> <p>3.毎年の文化庁の施策(事業)についても、「基本方針のここに対応している」と明らかにした上で展開されたい。基本方針と実際の事業との連動性、一貫性がないこと、そして基本方針に照らし合わせた事業実施後の「検証」がなされていないことが、問題である。</p> <ul style="list-style-type: none">①基本法を具体的に実行するための、基本方針の策定②基本方針に基づいた、年度ごとの事業ビジョンの策定③事業の実施、展開④基本方針、各年の事業ビジョンに照らしあわせの事後検証、改善 <p>このサイクルがなくては、何度基本方針を見直しても、課題は解決されないだろう。</p>
--------------	---

団体名	社団法人 日本劇団協議会
-----	--------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>現行基本方針の「文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項」と「配慮事項」に沿って、意見を申し上げます。</p> <p>今日までの三年間の特徴は、昨年政権交代以降、改めて文化振興の意義も含めて基本点についての論議が中心であって、そのために、基本方針と具体的な施策との関係が、今一つ不明確だったように思われます。</p> <p>(iii)「文化芸術活動の戦略的支援」に関連して ここで「より効果的で戦略的な支援」のための「支援方策についての必要な見直し」と言われたことで、ようやく昨年以来の文化政策部会などで討議が始まったという段階です。その一方で、昨年の事業仕分け等により重点支援事業の大幅削減があり、芸術団体に対する助成が採択件数・支援金額共に減少しています。そのことは総体として演劇界の活力を削ぐものとなっていいと思います。特に重点支援事業については「三年間で二分の一にする」と平成22年度予算に明記されましたが、それに代わる方策がまだ作られていない現状にあります。早急に具体的な施策の実現を望みます。</p> <p>(i)「人材の育成」について 当協議会を始めとする芸術文化団体での事業実施について、演劇関連団体を集めての意見反映が必要かと思われます。また、「アートマネジメント担当者や舞台技術者等の人材育成の必要性」が言われていますが、これが具体的な施策としてどう展開されたのかが不明です。</p> <p>(iv)「地域文化の振興」及び(v)「子どもの文化芸術活動の充実」について 「子どものための本物の舞台芸術体験事業」は名称を変えて残ったものの、「舞台芸術の魅力発見事業」はわずか三年で廃止されました。鑑賞機会の地域間格差が問題とされ、また子どもの文化芸術活動の充実が求められる中で、これらの事業の改廃に際して、基本方針に基づく総括が求められると考えます。</p> <p>総じて、この基本方針に沿った施策を展開するためにはそれを着実に実行できる文化予算の増額が求められていると考えます。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	<p>《地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備について》 全国の公立文化施設を文化芸術拠点として整備していく必要性については、特に地方公共団体の文化予算が削減方向にある中で、施設そのものの維持が問題になっている箇所もあり、国としての支援また法的基盤を整備することが不可欠です。さらに劇場への専門家の配置については、ぜひ実現していただきたいと考えます。</p>
	<p>同時に、発信する劇場だけではなく、その規模に至らない劇場での劇団など芸術創造団体との共同作業による鑑賞機会の創出や人材育成事業などについての支援も求められるものです。また、文化芸術拠点という場合、大都市圏における民間劇場の評価、支援も必要かと思われます。特に、これらの民間劇場の持っている人材育成機能、発表機会の提供などの側面についての評価が求められると考えます。</p>
	<p>《専門家による審査・評価の仕組みの導入と支援制度の抜本的見直し》 ここで触れられている支援制度の抜本的な見直し、特に赤字補填、経費の三分の一以内の支援など仕組みの見直しは当然ながら、同時に「分野の特性に応じた支援」、「年間の活動に対する総合的な支援」、「研究分野における競争的資金の間接経費の取り扱いも参考にした文化芸術分野における支援」等もぜひ実現していただきたいと思ひます。</p>
	<p>また、舞台芸術に関する人材育成の充実についてですが、「舞台芸術ワーキンググループのまとめ」にもある7点の指摘は、ぜひご検討いただきたいと思ひます。 さらに評価システムの確立、日本版アーツカウンシルの創設については、専門家の意見をどう反映できるかという点の考慮も含め、ぜひ検討を深めていただきたいと思ひます。</p>
	<p>《子どもたちが優れた舞台芸術に触れる機会の充実》 各種調査によれば、子どもたちの鑑賞機会は現実には減少しているのが実態です。「優れた舞台芸術体験事業」を充実させることは当然のこととして、最低年に1回は舞台芸術を鑑賞するという政策目標を持っていただきたいと思ひます。 また、国以外が進めている「子どもたちを対象とする取り組み奨励の必要」では、教育委員会、学校、劇場などでさまざまな形で取り組まれている事業についての調査、把握を行なっていただき、奨励する施策展開をぜひお願いしたいと思ひます。</p>
<p>《舞台芸術の国際交流と海外発信の強化》 現在行なわれている「二国間交流事業」が、単年度で指定されるために、多岐に亘る柔軟な交流や継続的な交流を深めることが困難になっています。「国際交流事業」についての関連団体、専門家の意見を反映させて、より充実した、継続できる事業への展開を望みたいと思ひます。</p>	

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄	<p>公立劇場に対する支援、法的基盤の整備は必要ですが、同時に、劇団など芸術団体に対する支援の充実も求められています。そのためにも支援制度の見直しは絶対に必要ですが、そのことが現在民間レベルで行なわれている公演活動その他の活力を削ぐものであってはならないと考えます。地域間における鑑賞機会の格差を是正し、子どもたちに豊かな芸術鑑賞機会を提供するという視点とともに、そういった自主的自発的な活動が奨励されるような支援制度の構築に向かうことを期待します。</p> <p>全体として、現在の地域社会の崩壊などによる文化継承の危機や、子どもたちの文化環境の劣悪化という状況を鑑みれば、この文化施策を総合的に展開することは急務であり、国の優先施策となるべきものと考えます。ぜひ実現できる基本方針の見直しであって欲しいと願います。また、この状況に対して演劇の果たすべき役割、また果たしうる役割の大きさを考える時、日本演劇の活性化に向かう諸施策を実現することが必要だと考えます。</p>
-------	--

団体名	社団法人 日本演奏連盟
-----	-------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について

意見記載欄	<p>第2次基本方針において、文化芸術に対する基本的視点として、「文化芸術は短期的な視点のみでその価値を計ることは困難であり、この文化芸術の特質を踏まえ、文化芸術活動に短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開する必要がある」と示されています。しかしこの基本的視点に反して、昨年11月の政府の行政刷新会議による事業仕分けで、文化芸術に関するいくつかの事業が仕分けの対象となり、税金投入の説明が不足などの理由から、芸術文化関連予算の削減や一部事業の廃止などが打ち出されました。厳しい財政事情の下にあっては、しばしば福祉か芸術か、という二者択一の議論がなされますが、第2次基本方針に示されているように、「伝統的な文化芸術の継承・発展や文化芸術の頂点の伸張、裾野の拡大など、国として保護・継承し、創造を促進していくべきものに対しては、積極的に支援することが必要」という考えが何よりも基本原則であり、「人間が人間らしく生きるための糧となるもの」(文化芸術の振興の意義)として、国の施策の中に芸術文化を明確に位置付けていただくことが何よりも重要であると考えます。芸術文化は、その成果を数値で表すことは不可能であり、一朝一夕に成果が現れるものではありません。採算性を度外視しても取り組まなければならないのが芸術文化であり、むやみに経済性や効率性の観点からのみ芸術文化の必要性が諮られれば、日本の芸術文化の衰退は目に見えます。第2次基本方針として示されたことが、実際の政策の中で実現されることを強く望みます。</p>
-------	---

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	<p>文化政策部会「審議経過報告」に記されているとおり、文化省の創設を念頭に置きつつ、我が国の極めて貧弱な文化予算を大幅に拡充することが何よりも重要な課題と考えます。文化予算でいえば、アジアの隣国である韓国は、国家予算に占める文化予算の割合が0.79%と、我が国の0.12%と大きく隔たっています。当連盟は、クラシック音楽の演奏家の団体ですが、近年、世界の国際音楽コンクールにおける韓国若手演奏家の台頭は目覚ましいものがあります。このことが、即ち韓国の若手芸術家に対する重点的施策の現れかどうかについては資料をもちませんが、国をあげて文化芸術に取り組んでいることは間違いありません。日本では、国の直接的な若手演奏家の育成支援制度は、唯一、海外研修制度のみとも言え、育成制度の多くが当連盟のような財政基盤の乏しい民間の公益法人にゆだねられています。人材育成という課題に取り組むことは、興行を主たる事業とする組織には馴染みません。演奏家として一流になるためには、演奏の場を多く持つことが何よりも必要ですが、現在の支援システムの元では、人材育成事業に取り組めば取組むほど赤字が累積することは避けて通れません。文化芸術振興のための重点施策に示されているとおり、文化芸術を創造し、支える人材の充実に思い切った施策を示していただくことが今後ますます重要であると考えます。</p>
-------	---

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄

基本方針については何の異論はありませんが、戦後、焼け野原となった日本で、国民全体が夢中になって復興を目指して頑張った結果、経済面では世界に誇る大国として成長を遂げました。しかし、戦後65年を経過した今日、肝心の経済力そのものが怪しくなり、これからの日本は何をもって世界に誇示することができるのでしょうか。今、国民は、混乱した社会に戸惑っているのが現実ではないでしょうか。その原因は、経済のみ追求した結果、人間形成にもっとも必要な芸術文化を疎かにした結果と無関係とも思えません。文化庁が旧文部省の文化部から文化庁に昇格した昭和43年頃は、芸術文化について盛んに議論した記憶がありますが、それ以後、経済の発展に反して、文化予算の伸び率は他国に比べても遅々とし、今や先進国はもとより中国・韓国にも国家予算比率で追い抜かれる始末となりました。ある意味では文化的議論は出尽くした感があり、もし政府、行政府が本当に芸術文化の必要性を説き、これからの日本の将来を経済のみでなく、本気で世界に誇る文化国家を目指すならば、現在の文化予算ではどうにも動きがとれないことも事実であります。そのためにも一刻も早い文化省への昇格を望むものであります。

団体名	社団法人 日本写真家協会
-----	--------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>基本理念の六つの重点戦略について異論はありませんが、文化芸術の一翼を担っていると自負しております「写真」が、検討の対象になっていないことに、「なぜ」という疑問があります。「写真」は文化芸術という枠を超えて、この世の中になくてはならないほどの大きな社会的役割を果たしていることは、誰も異を唱えるところはないと思います。今日の新しい芸術やメディアにおいては、「写真」を利用しない作品はないとまで言われ、さまざまな芸術表現において利用・応用され、その範囲はますます拡大傾向にあります。また「写真」を用いた創作活動は専門家は勿論のこと広く一般大衆にまで、その利用範囲は広がり、斬新かつユニークな表現が次々と誕生していることはご承知のことと思います。その意味において、基本方針をはじめ検討課題に「写真」が取り上げられていないことに疑問を感じるところです。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について	
意見記載欄	<p>第1項で述べたとおり、少なくとも「写真」に関して、②メディア芸術・映画分野、③芸術分野、④くらし文化分野でご検討いただくことを提言いたします。日本写真家協会は今年創立60周年を迎えましたが、創立当初から写真家としての職能の確立として「著作権」に関する法改正運動と啓発活動を行い、著作権法の公正な運用に努力してきました。さらに、我が国の写真の歴史を検証し、写真表現の変遷史を構築し、その出版は国内外で高く評価され、我が国の写真史の定本といわれています。また、写真の文化的、教育的な役割として「写真美術館」の設立運動を展開し、今日では我が国の名だたる美術館で「写真」の収集・保存・展示が行われ、広く公衆に向けての芸術文化的な鑑賞機会の提供、振興が図られています。こうした活動は国民の文化的教養や知識を高める働きに寄与していると思います。今日では「写真文化」の啓発活動として、小学校の児童を対象とした「写真学習プログラム」を展開し5年間で約280校、約12,000名もの児童に「写真の楽しみ」を、また高等学校の写真部顧問教師を対象とした「デジタル写真講座」を催して、デジタル技術の向上を図っています。「写真作品」はすでに各地の美術館で収集・保存され展示公開されていますが、「写真」の元となる「写真原板」(フィルム等)は未だ収集保存が行われておらず、フィルムの経年劣化及び散逸、廃棄等の危機に瀕しており、フィルム等の早急な収集保存が叫ばれているところです。(第3項に続く)</p>

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄

[写真]が社会生活の一部となっている現状を踏まえ、文化政策の基本について提言させていただきます。1、メディア芸術に関して言えば、国内での「メディア芸術祭」の開催は当然として、これを広く海外とくに近年目覚ましい発展を遂げている、中国、台湾、韓国、シンガポール、タイ、インドなどのアジア諸国での開催を実施する。2、若いクリエイターの発掘(当協会では「名取洋之助写真賞」、JPS展の「ヤングアイ」など)と社会へ送り出す支援の実施。3、初等中等教育での情操面での指導だけでなく、「写真」の情報としての読み方、コミュニケーションとしての活用にも踏み込んだ教育を。4、くらしの文化として、地域における伝統文化の記録と同時に、博物館、図書館、郷土館などに保存されている「写真」の発掘と保存整理を図り、データベース化して公開することで、村おこし、地域伝統文化の継承につなげる。5、「写真はいまを撮ることはできますが、過去に遡って撮ることはできません」、これこそが「写真」の記録性の強みであり、記録されている事実は歴史的、文化的に貴重な出来事の集積物といえるものです。いま当協会は写真界を挙げての写真原板(フィルム等)の収集保存と整理分類をして、マスメディア、学術、教育分野での活用を視野に置いた「日本写真保存センター」の設立を文化庁に要望しています。戦後60年余の今日、その時々を記録した多くの写真家が他界され、遺族のもとに残された膨大な写真原板が経年劣化、あるいは破棄されつつある現状を憂い、早急なアーカイブ(写真保存センター)の設立を目指しています。欧米各国では「写真」を歴史的、文化的遺産・資産として、国家単位で保存・活用ができる体制が確立しています。我が国は写真機器の生産において世界をリードし、また写真愛好者の多い国として存在しています。にもかかわらず「写真」そのものの総合的、体系的な保存が行われていないのは誠に残念であります。歴史的な「写真」が文化財として認知されたのもつい最近のことで、次は写真原板を保存することの意義を周知し早急な設立を促進していただきたい。

団体名	社団法人 全国国宝重要文化財所有者連盟
-----	---------------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>総体的に見て、基本方針とそれを受けた基本施策が策定されてもそれに従って実施計画案が示され、具体的に実行に移されなければ画餅に等しい。</p> <p>基本的施策が実行に移されるために実施計画案が示されて、それに必要な予算措置がなされる必要がある。本基本方針では、国として各都道府県や市町村または、文化芸術振興に主体的役割を担うべき団体に対しての具体的働きかけが見えてこない。</p> <p>有形文化財の保存と活用という点から意見を述べるとすれば、保存と活用にもっとも心血を注ぎつつ、重要な役割を果たし、多くの知見をもっている「文化財所有者」からの視点が欠落している。これは、文化審議会委員または同審議会文化政策部会委員に文化財所有者の代表が委嘱されていないことに起因していると思われる。</p> <p>文化財の保存・活用に関して、指導者(監督者)の不足に対する対策が明確でない。文化財全般について指導体制が整っているのは少数の府県に限られている。文化財所有者が日常管理について相談できるシステムの充実が早急に求められる。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について	
意見記載欄	<p>審議経過報告書から唯一、所有者と記述されている箇所を抜きだしてみると「文化財の保存のためには、所有者による日常的管理を適切に実施しつつ、その劣化状況、防災管理状況等を把握したうえで、きめ細かな対策を講じていくことが必要であり、所有者における維持管理の対策やそれに対する支援の充実が必要である。」とあり、まさにその通りであるが、この点についての所有者の意見や要望が具体的に取り上げられるべきであろう。</p> <p>有形文化財の所有者がその使命の重きを鑑みて結集し、全国国宝重要文化財所有者連盟(全文連)を結成して、文化庁の指導を受けつつ、文化財の保存・活用についての研究や情報交換、普及活動等を重ね、30年以上が経過している。しかし、すべての所有者がその重責を認識しているとは限らない。</p> <p>第3次基本方針では、文化財所有者が、その重責を果たすべく、所有者間の連携を重視する政策を実行していただきたい。</p> <p>また、国宝・重文については、建造物、美術工芸品を問わず、専門官による定期的な保存状況の調査を実施して保存修理の時期を失しないよう配慮されたい。</p>

意見記載欄	<p>その他、全文連として下記に掲げる施策の推進をお願いする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存修理・活用事業及び防災・保存施設整備事業に対する予算の拡充 ・伝統技術の保存に対する指導及び助成について、選定保存技術の認定団体等が増加し、伝承者養成のための事業を実施されているが、今後はそれを指導する人的措置が必要である。 ・教育基本法第2条第5項「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」を拡大解釈し、小学校からの文化財教育を充実させる。(専門家による実地講習) ・周辺を含めた広域的な防災体制の構築として、近隣に民家が密集している地域では、法に則り火除け地の設定・設置(買上げ)を徹底する。
-------	--

3. その他、基本方針の見直し全般について	
意見記載欄	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存と活用については、常に文化財所有者の意見に耳を傾けてほしい。 ・所有者は必ず所有者の団体に加盟しなければならないような法的措置を要請する。なぜなら、それにより文化財行政もより充実してくるものと思われる。 ・地域文化財の総合的保存・活用のための「歴史文化基本構想」の推進が、基本法の目的に大きく寄与するものとする。これも行政、教育現場責任者、所有者等が協議を重ねて、具体的に実行可能なものに仕上げていくことの重要性を認識いただきたい。 ・文化財を永久に保存し、活用していくためにはどのような取組みが必要か。そのひとつは、日本古来の町屋造りの復活・奨励であり、そのためには文化財修理技術者の養成が急務と考える。しかし、現状は文化財修理事業のみの需要であり、職人の生活を確保できない現状にある。これでは将来の文化財保護に大きな影響を及ぼすこととなる。 ・伝統文化や文化財は、歴史と深いかかわりをもっており、学校教育においては、歴史、地理、道徳、学校行事(遠足、修学旅行)などと関連させながらその理解のための取組みを進めることが必要であり、有効であると考えます。

団体名	社団法人 全国公立文化施設協会
-----	-----------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>○基本方針の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次基本方針は概ね5年間を見通して策定されたが、2年経過した時点で、第3次基本方針の策定に入ったため、第2次基本方針の評価が明らかにすることができない状況であると思われる。本来、基本方針は頻繁に変わらないことが望ましい。今後は、基本方針、計画、施策のレベルを整理して、安定した文化政策を構築されることを望みたい。 <p>○文化芸術に関する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化立国」という言葉は20年前にも提唱され、現在も「芸術文化立国」がキーワードとなっているが、経済的な側面が強調されすぎているように思える。経済効果も重要ではあろうが、大切なことは、人間や社会の健全化や成長に文化が欠かせないということである。経済効果や効率を追求してきた成長期の社会を経る中で、社会全体がゆがみ、人間性が劣化したことに文化関係者は着目しなければならない。「経済」を真ん中に据えるのではなく、「人間」を中心に据えた文化政策を施行すべき時であり、改定にあたっては、そうした考え方を盛り込んでいただきたい。 <p>○具体的施策の検証・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次基本方針に基づき、様々な施策が実施されてきたが、本来それらの施策の検証・評価がされて新たな施策が提示されるべきであると考えている。第3次方針の策定にあたっては、どこかで施策の検証・評価を示していただきたい。 <p>○アートマネジメント人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アートマネジメント重点支援事業としてスタートしたものの拠点形成や優れた劇場などへの助成事業に包含され継続されているので引き続き、中長期的なスパンで人材育成を行うしくみと重点的に育成をしなければならない職位に対して効率的かつ有効的な支援を行っていく必要がある。 <p>○実演家の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点事項の2番目としてその育成方針が示されたが、それに基づいての具体的な着手が中途である。しかしながら、戦後、実演家への支援は団体も含めて実施している状況があり、これからの実演芸術家の要請については、従来の育成とは少し質の違った育成を施さなければならないと感じている。今後、ますます公共的な役割を担う実演家の存在の必要性や公共劇場との関係を構築できるような実演家の創出、地域や住民への理解を示せるようなアーティストなど、芸術一辺倒ではない実演家の登場や養成のあり方を期待する。 <p>○地域間格差の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化に限ったことではないが、東京と地方との格差、地方の中での県庁所在地等の都市部と町村部と格差を埋めていく施策の検討が今後重要となってくる。「舞台芸術の魅力発見事業」は格差を埋める意義ある事業であったが、明確な理由を示されることもなく廃止となってしまった。

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	<p>○法的整備について</p> <ul style="list-style-type: none">・法的整備は、芸術文化政策の推進を根拠付ける上で、重要なことである。ただし、多種多様な公立文化施設がある中で、それぞれの施設が柔軟かつ積極的に活動を展開できるよう、法的整備が施設のランク付けやそれによる活動の制約に結びつかないようにするべきである。
	<p>○人材育成について</p> <ul style="list-style-type: none">・企画制作、主にプロデュースができる人材の輩出(特に若年層)、文化育成と劇場経営が理解実践できるトップマネジメントの育成、これらが人材育成の最重要課題である。・施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する必要がある。「芸術監督」を招聘するだけでなく、「職員」自信がスキルアップしプロデュース、コーディネート等地域に応じた役目を果たせるような教育システムが求められる。・人材の育成とともに、その活躍(=雇用)の場の確保・拡大が重要である。公立文化施設の多くでは、地方自治体の財政的理由により、管理運営費(特に人件費)の縮減が求められ、厳しい状況にある。専門的人材の安定した雇用につながる文化施策(雇用の場づくり)を検討されたい。
	<p>○助成支援について</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の公共劇場やホールが活性化するような施策の立案が必要であり、その意味では今年度から始まった優れた劇場の助成金の精度を上げていくことが重要である。地域の文化芸術環境は疲弊しており、経済、教育、などの格差の広がりに伴って、文化格差もますます偏重の兆しがあり、その格差を是正していくこと求められる。中核拠点となる劇場への助成を一層充実するとともに、その他の中小規模の施設にも活性化に向けたきめ細かい支援を行っていくべきである。今年度廃止された「舞台芸術の魅力発見事業」の復活など芸術鑑賞の機会格差を改善する方策が必要と考える。・オペラ等の大型公演の企画制作を行う場合は、公演の2～3年前から準備を進めることから、インセンティブを与えるには、確実で、継続的・安定的な支援であることが必要である。・マッチンググラントについては、経済情勢等の変動や地域の産業事業等により、助成額が不安定になる恐れがあり、慎重に取り扱うべきである。いずれにしても、劇場の性格やミッションに基づき、自助努力が働くような制度づくりを考案していくことが肝要である。
	<p>○評価について</p> <ul style="list-style-type: none">・これは大変重要な課題であるが、慎重に取り組んで欲しい。特に、現場経験のない人材を活用した評価制度の構築は最も避けなければならない。また、任意機関や外部有識者に任せるのではなく、透明性、説明責任、情報公開、専門人材、地域への目配りが可能な公的機関が担当することが望ましい。また、研究報告書のような評価設計ではなく、あくまでも現場を基調とした現場に改善が促されるような評価でなくてはならないと考える。
	<p>○芸術教育について</p> <ul style="list-style-type: none">・初等教育以前の幼児教育から、芸術環境に触れさせる機会をつくることが重要である。特に、コミュニケーション教育や日本の古典芸能に関する芸術教育は最も強化しなければならない。これらの事業を実践する教育者や実演家、プロデューサーの育成も同時に行う必要がある。・文化施設と学校が連携した取組みも一層重要になってきており、それについての言及も望みたい。

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄	<p>○指定管理者制度など、多くの課題があることから、美術分野で博物館の管理運営方針の充実として触れられているように、舞台芸術分野における文化施設の管理運営の課題と方策についても言及すべきであるとする。</p> <p>○指定管理者制度とその運用に関する問題</p> <p>・2006年9月から本格的に実施に移された指定管理者制度は、公立の文化施設の運営に影響を与えている。</p> <p>指定管理者制度は、①経済性・効率性のみが強調され、地域文化の振興という本来の設置目的や使命が後回しにされる状況がみられること、②事業内容が集客率のみに比重を置いた安易な画一的な企画に流れがちなこと、③指定期間が限られることから、事業の安定性・継続性を確保することが難しいこと、④必要な専門的人材を確保し、育成することが極めて困難であること、など多くの問題点が指摘されている。このため、制度そのものの見直しが求められるが、少なくとも運用の改善を図ることが必要である。</p>
--------------	--

団体名	特定非営利活動法人 映像産業振興機構(VIPO)
-----	--------------------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>これまでのわが国における映像分野への文化政策は、少なくとも今世紀に入って急速な充実を得られていることは、深く感謝申し上げたいことであります。そのメニュー自体は、他国のそれに急速にキャッチアップしているともいえます。今後においては、各所にみられるギャップを埋め、よりシームレスな政策体系を構築していくことが望まれます。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について	
意見記載欄	<p>(1). シームレスな人材育成体制の構築 人材育成にはプロを対象としたものから、高等教育機関段階、初等・中等教育機関段階まであるなかで、政策がプロ段階のものから充実していくことは理にかなったものであります。今後に関しては、プロと高等教育機関、高等教育機関と中等・初等教育機関との間をシームレスにするために、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画映像における産学連携(現在の例では、松竹と立命館大学、日活と城西国際大学など)における作品製作活動や研究活動の拡大を支援し、産学官連携を拡充することで、人材育成における大学4年間を有効化する。 ・例えば「美術」の時間のなかに、メディア芸術・映画を位置づけるなど、初等・中等教育段階からメディア芸術・映画に触れる機会を提供し、問題意識の醸成を図る。 ・日本文化を世界に向け発信する際にも、動画の仕組みをわかりやすく伝える遊びやイベントを通して、子どもへの発信という視点を持つ。 <p>といったことが望まれます。</p> <p>(2). シームレスな価値連鎖体系を見据えた政策体系 (商業的な意味ではなく)文化的な意味においても企画から制作、発信、保護に至る一連の価値連鎖のつながりがあります。この価値連鎖全体を見通した政策体系の構築が望まれます。価値連鎖のなかで、企画や制作にあたるものが上記の人材育成であり、あわせて政策立案においては発信や保護などの出口の設計や関連付けが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出口確保への意識。あるいは出口が確保されたものへの制作支援。特にコンテンツの場合、創る過程(例えば制作)は最重要ですが、出口があって初めて価値が明示化します。制作に関する施策を実施する場合は、予め出口を確保した事業設計をする必要があります。また現実には海外への出口で苦勞するため、海外に向けて出口が確保されていることには、制作支援する価値が高くあります。また具体的にどのような性格の出口が求められるかについては、以下の(4)で述べるような政策目標にも依存することになります。こうした目標の設計上、制作と出口の同程度の問題意識、制作と出口のリンクが必要と考えられます。 ・違法流通対策。取り締まるだけでなく、むしろ積極的に正規物、あるいは宣伝物を流通させることで、正規流通のものに触れてもらい、相手国における著作権意識を高めることも必要。 ・国の文化的財産としてのコンテンツのアーカイブ。特に映画については、デジタルリマスターだけでなく、名作と言われる作品の長期的アーカイブが必要。また、フィルムが介在しない場合のアーカイブが世界的に問題となっており、国としてしっかりと調査研究が必要と考えます。

意見記載欄	<p>(3). 立体的な政策体系の明示化 コンテンツや文化領域に限らず、あらゆる分野で、複数省庁にまたがるような案件が増えているともいえます。省庁が違えば、政策目標も異なってきますが、こうした場合の政策目標の一元化を強くお願いしたいと考えます。例えば文化的な価値を観光上の結果に結び付ける場合も、文化庁と観光庁の責任領域が、民間にとってはわかりにくくなっております。仮に両者の政策目標にわずかなズレや、論理根拠の相違、つながらない点がある場合、施策が省庁間の狭間に陥り、あるいは非連続性が生じ、政策の有効性の確保が難しくなります。</p> <p>(4). 政策目標のひとつとしての文化発信 一般に文化政策のわかりにくい点の一つとして、政策目標の不明確さがあります。元来が文化の多元性/多様性を追求する分野だけに、政策目標にまで多様性が認められる雰囲気があるように思われます。しかし例えば昨今、各所で提言されているような海外発信というテーマに則してみるなら、どれだけ多くの世界の人々の目に日本の文化が留まったかが政策尺度として問われているともいえます。またソフトパワーというキーワードに則して考えれば、いかに日本のイメージが諸外国において向上したかが、問われているともいえます。こうした政策目標がある場合、出口の確保と作品の制作を同時併行で考えるべきと望まれます。むしろ出口のほうが現実のボトルネックになる懸念があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(特に違法流通の多い国に対して)日本のコンテンツをダイジェストで見られるような紹介VTRを分野横断的に制作し、日本のコンテンツに興味を持つきっかけを作る。 ・有効的な発信のために、対象や目的を明確にすべく、日本のイメージ調査などを定期的、継続的に実施する。 ・日本文化を映像で発信する手法として、媒体の性格として、無国籍性があり日本だけでなく世界的にも関心が高まっている分野である「アニメ」は有力な活用媒体である。 ・コンテンツだけでなく、観光情報やメディアの窓口情報など日本の情報を発信する真の意味でのポータルサイトを構築する。スイスやシンガポールにその例がある。 <p>(5). 創作の連続性を生むインセンティブ体系の構築 文化を育むにあたって、単発的な施策でできることには限りがあるかと考えます。実際に文化庁におかれましては、ある政策を単年度単位で継続していただいておりますが、相対的に政策の継続性への意識は高いものと認識いたしておりますが、併せて、例えば他国で行われている参考となる施策として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で評価(海外映画祭でのノミネートや受賞等)された人材が、国内でも正当に評価され、国内外での次の活動のもとになるような評価体系や支援体系の構築(海外での評価と国内での評価の乖離が拡大している懸念があります。) ・次の制作インセンティブとなるような顕彰や表彰制度の構築 ・法人における利潤の制作への再投資に対する税制優遇 <p>といったことごとくを通して、ひとつの政策事項がバトンリレー的に発展・展開していく形も、ご提案申し上げたいと思います。</p>
-------	---

3. その他、基本方針の見直し全般について	
意見記載欄	<p>2. で述べたことに繰り返しになりますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれの施策についても、継続的な取組を以て初めて成果が出るものである。 ・企画提案型の支援の充実をお願いしたい。 ・これまでの1次方針、2次方針と必要な事項は盛り込まれているが、対象、目的、目標などが明確でない。これらをより明確にし、より有効性の高い事業を実施すべき。また、これらに従って事業の有効性や施策目標の達成度をしっかりと評価できるようにする。 ・文化振興は、産業振興や観光振興などと相互に関わるものであるため、各省の綿密な連携が必要。特に日本文化の発信については相関関係が強いので、プロジェクトチームを設置するなど、横断的な取組をお願いしたい。 <p>といったことにご配慮いただければと考えます。</p>

団体名	公益社団法人 国際日本語普及協会
-----	------------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>1) 第2文化芸術の振興に関する基本的施策の6. 「国語の正しい理解」の国語力の養成について 昨今は対面による人との接触が希薄化しており、人と人が自らの考えや気持ちを伝え合い、人間関係を調整していく力が弱くなっています。</p> <p>◎ コミュニケーション能力の育成 文化芸術に触れる機会を与えることのみならず、それらを語り合うことのできるコミュニケーションの能力を教育によって育成する必要があります。</p> <p>◎ 学校教育の中の作文、対話能力、表現法のスキルの強化 学校教育の中で、読書の勧めや先人の考えを紹介するとともに、自ら考える力を養い、思考を論理的に組み立てる力を養うこと、そして、対話によって自らの考えや感情を相手に伝え理解をしてもらい、よい人間関係を作り上げる力を養うことが重要になっていると思われます。そのための、作文や対話能力を表現法のスキルとしても養うことも重点的に扱うことが必要であると考えます。</p> <p>2) 第2文化芸術の振興に関する基本的施策の7. 日本語教育の普及及び充実について 日本語教育は日本の文化、社会を外国出身の人々へ発信する手段として重要であるとともに、それらの学習者との交流を通して、多様な文化を日本側も学ぶことになり、多様な文化を相互に理解する世界を創造する大きな役割があります。</p> <p>ご指摘のとおり近年は日本語学習者が国内、海外ともに増加し、学習目的が多様化し、それに対応する新たな教育内容、方法の研究、教材開発のみならず、評価等の研究、学習環境の整備とそれらを支える指導体制の整備が必要となっています。しかしながら、それらを推進する専門的人材の育成が進んでいません。</p> <p>◎ 日本語教師、日本語教育関係者の身分安定と経済的自立の環境整備 国内、海外における日本語学習者の増大にも関わらず、日本語教育に携わる者の環境については厳しい状況にあります。文化庁の調査した「日本語教育の概要」によれば、国内において、日本語学習者が増大しているのに対し、教師数は平成20年度、21年度と減少の傾向にあります。昨今の経済状況の悪化、構造改革の実施に伴い、大学等において予算の削減が行われ、常勤教員を減らし、非常勤講師で埋め合わせをする傾向にあり、責任ある体制に支障をきたしています。一般の日本語教育機関においても、多くの非常勤講師によって支えられており、彼らが経済的に自立する状況にはなかなかありません。また、地域で生活する外国人への日本語教育はボランティアに過度に依存しているのが現状です。</p> <p>日本語教育に携わる者が自らの職業に安心して専念し、経済的に自立でき、日本語教育の専門家が育っていく環境の整備を早急に整える必要があると考えます。</p> <p>◎ 日本語教育研究機関の充実が急務 また、独立行政法人国立国語研究所の組織の移行に伴い、日本語教育に携わる専門家の縮小が行われ、日本語教育の研究体制が後退しています。昨今の、多様な日本語教育に対応するためには日本語教育研究機関の充実が急がれます。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	<p>戦略3子ども・若者向けの施策の充実について 昨今は留学したがる学生が増えています、その原因の一つに欧米諸国での自らの考えを公表し、討論しあう授業形態に適應できないことが挙げられています。</p> <p>◎国際的に通用する人材の早期育成 世界に向けて、日本の文化芸術の振興を図る専門的な人材を育成するためには、国際的に通用する人材を育成する必要があります。上記に挙げたように自らの考えを表現し、対話を深めることができる能力を育成する教育が重要であると思われます。どのような言語を媒介として伝えるにしても、基本的に必要な基礎能力であると考えます。審議経過のご意見である芸術、伝統文化等に親しむ機会の充実、コミュニケーション教育の充実に加えて、創造力、表現力、対話能力の育成を図ることを加えていただきたいと思ひます。</p> <p>戦略6文化発信、国際交流の充実について ◎文化省構想の中に日本語教育の振興、日本語教育の専門家育成の明記が必要 文化発信・国際交流の充実に欠かせないこととして海外出身の方々への日本語教育の充実が報告書には見当たりません。上記の2)に挙げたように、日本語教育は海外の人々が日本の文化を学ぶ手段として、また、日本の文化を理解する人々との交流、多様な文化の相互理解のパイプとして重要な役割を果たしています。文化の発信は芸術作品のみならず、ことばによる発信の重要性を認識する必要があります。文化省の設立構想の中に日本語教育の振興、日本語教育の専門的人材の育成を重要項目の一つとして位置付けていただきたく思ひます。</p>
--------------	--

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄	特になし。
--------------	-------

団体名	財団法人 日本博物館協会
-----	--------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>第2次基本方針に基づき、文化芸術の振興が政府全体の施策として推進されてきたことは意義深いことと考える。</p> <p>しかしながら、地域における文化芸術活動の拠点である博物館が、厳しい財政事情の中で必ずしも十分にその機能を発揮できない状況にあることを考慮すると、財政的支援を含む博物館振興に関する記述を一層充実させる必要がある。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について	
意見記載欄	<p>(1) 国立博物館の運営の充実について 「審議経過報告」でご指摘のとおり、「博物館は、単に社会教育施設あるいは文化施設であるにとどまらず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設」であり、「国としても博物館の新たな機能に着目した支援の充実を図る必要がある」が、特に独立行政法人が設置する国立博物館は広く博物館を先導する役割を担っている。今後とも我が国の博物館のナショナル・センターとして、国民・住民の期待に応えていくためには、厳しい財政事情にあっても、国立博物館が充実した運営を行うために必要な財源を確保することが必要である。</p> <p>(2) 国公立博物館を対象とする美術品の国家補償制度の創設について 博物館の重要な事業である企画展・特別展は、経費削減の中で実施が厳しい状況にある。特に、保険料が大きな割合を占める場合は実施不可能、あるいは規模の縮小を余儀なくされることになり、「審議経過報告」においても美術品の国家補償制度の「法制度化を実現することが急務」と述べているとおり、一日も早い創設が求められている。その際、適用対象が設置主体によって限定されることなく、国公立を問わず適用されることが必要である。</p> <p>(3) 美術関連資料のアーカイブ戦略について 「審議経過報告」においてご指摘のとおり、各博物館が所蔵する作品や資料の目録(資料台帳)を整備し、その書誌情報やデジタル画像のアーカイブ化、データベース化を進めることが急務である。このことは、我が国の文化を発信する観点からも極めて重要であるが、国からの支援なくしては実現は困難な状況にあることから、速やかにアーカイブに係る財政支援措置について検討されることが必要である。</p>

3. その他、基本方針の見直し全般について	
意見記載欄	<p>(1) 私立博物館に係る固定資産税等非課税措置の充実について 私立博物館は、国公立博物館とともに、我が国の文化を守り、育み、後世に継承していくという重要な役割を果たしている。新たな公益法人制度の下、特例民法法人から一般財団法人等に移行する法人が設置する博物館に係る固定資産税については、経過措置終了後の平成26年度以降も引き続き非課税とされることが、文化振興の観点から重要である。</p> <p>(2) 博物館施設の老朽化対策について 昭和40年代から平成にかけて多く建設された博物館施設の老朽化が始まってきており、これに対する改築と耐震化が大きな問題となっている。特に財政的に窮している公私立博物館では存続の危機にさえるため、国として博物館の改築や耐震補強等に係る施設整備助成の復活等の支援策を早急に検討することが必要である。</p>

団体名	社団法人 全日本郷土芸能協会
-----	----------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	<p>第2次基本方針の「文化力」という理念は評価いたしますが、実感として私どものような小さな団体には響いてくることはほとんど無かったと思います。</p> <p>具体的な取り組みも継続した結果どのような成果として社会に還元できたのか伝わってまいりません。中途半端になっていなければと危惧します。</p> <p>国が主催する海外との交流事業なども以前より規模が小さくなって東京公演のみで終わってしまうのではもったいない限りです。(予算が少なくなっている状況は理解できますが、日本に招くこと自体かなり経費がかかっているのですから1,2回の公演では惜しくもっと広く連携できないのでしょうか)</p> <p>企業のメセナ活動も地域社会も以前より衰退している現実ではないでしょうか。ユネスコの無形文化遺産の登録は評価しますが、それ以上に国内の実態に急を要する対処の必要を感じます。</p>

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について	
意見記載欄	<p>基本理念の中で「国自らの責任において自国の文化芸術を振興しなければならない」という文言は大変心強い限りです。自国の文化芸術のジャンルの中にはもちろん国境を越えた音楽、舞踊、美術、映画、加えて近年躍進めざましいアニメーションなども入りまじりますが、何よりもまず日本文化を中心に据えるべきではないでしょうか。世界に誇れる伝統ある古典芸能と共にそれらの根っこともいえる民俗芸能(最近はお互ひつくるめて伝統芸能という呼ばれ方をしますが、ここでは文化財の一つでしょうか。)についても。ただし民俗芸能の特質は他の芸能とは異なり個人のものではなく地域共同体のものであります。基本理念の中で文化芸術は人々に大きな喜びや感動、心の豊かさや安らぎをもたらす心の資産と表現されていますが、民俗芸能はそれにも増して地域共同体として必要とされる人間づくりと、その連帯作りであったのではないのでしょうか。そして各地共同体のこの物心両面とも云える民俗文化の作業の集積が日本という国を支え、日本人のアイデンティティを形成したのではないかと考えます。従って我が国の歴史や文化を理解するため必須のものであるのは言うまでもありません。</p>

3. その他、基本方針の見直し全般について

意見記載欄	<p>民俗芸能に限って言えばその多くが地域共同体のものでから様々な外的条件の変化の影響を受けます。限界集落になり共同体が崩れていく、加えて少子化により後継者がいなくなる。生活環境の変化などなど問題山積です。当然これまで国指定重要無形民俗文化財の指定を受けた貴重な民俗芸能もすでに存続の難しいものも出てきております。そういう現場をどうしたら良いのか。支えてきた共同体が崩れてしまったので自然淘汰でやむを得ない、せめて現在継承しているものだけでも調査し、記録に残しておく、あるいは学校と協力して子どもたちに取り組みせよう、いやもっと地域を拡げて周知させ地域振興の観光資源として活用しようなど様々な意見が出て既に多様な取り組みもされてもいます。それはそれとして文化芸術立国を目指す国としての基本姿勢はどの様に考え、どういう支援が可能なのでしょうか。調査記録に関してはアーカイブ構築の促進、積極活用策などが挙げられておりますが、無形の文化財を支える伝承者への支援とは具体的にどのようなものなのでしょうか。</p>
	<p>当協会では民俗芸能の後継者育成の必要性を痛感し、「全国こども民俗芸能大会」を主催し、東京で毎年開催しております。今夏で12回目を迎えます。47都道府県の教育委員会を通して毎回全国から70団体前後の推薦(応募)がありますが、年1回の公演しか出来ませんのでその中から8団体を選出して発表してもらっています。尚、この応募には近年、国が文化政策として行っている「伝統文化こども教室」の成果として応募してくるグループが多くなりました。このことはこの助成が子ども達に民俗芸能を伝える好機となり、成果が上がっていることを喜ぶべきことだと思います。そしてその成果を檜舞台で披露したいという思いが当然起きて多数の応募になるのですが、残念なことに私共協会が開催するこの公演には国の助成は全くないのです。この窮状は現在日本財団の助成金でかろうじて救われておりますのと、当協会の役員、スタッフ共々最低賃金で志を持って大部分を協会内でやりあげますので続けられていると自負しておりますが、限界も近づいているのも事実です。入場無料とあって観客はほぼ満員で全国の民俗芸能を担う子ども達を励ましたり、逆に元気をもらったりしています。願わくはこの公演を文化政策を語る方達や、所管である文化庁の方々に見に来ていただきたいと常に思っています。</p>
	<p>民俗芸能の関連団体である全国民俗芸能保存振興市町村連盟(全民連)も厳しい現状です。市町村の合併もあり加盟市町村が減ってしまいました。現在事務局が板橋区役所内にあり、区の職員の方々が携わって下さっている為、続いているのです。この様に民俗芸能の為の歴史を有する団体も政策の上でもっと有効に活用すべきではないでしょうか。</p>

団体名	協同組合 日本俳優連合
-----	-------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について

意見記載欄	<p>文化芸術は、本来、一般国民の日常に息づく、生活に必要な、好きな、楽しいもの。かつ、作品が表現する思想や技能が結果として人々を精神的に高めてくれるものです。我が国においては、文化芸術を「楽しむ」基本的姿勢が薄弱であると思われます。加えて地域で人々が文化を育む連帯意識の崩壊が進行しています。文化芸術を、「財政を支えるもの」、「国際競争の使命を帯びたもの」と、国策として位置付けるには、文化芸術の原点を国民に浸透させるきめ細かな施策を先行させることが極めて必要であると思われます。振興政策の成功は、文化に関する基盤整備にかかっていると云っても過言ではありません。</p>
-------	--

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

意見記載欄	<p>「地域の核となる文化芸術拠点の充実」で懸念されるのが、文化芸術活動をコーディネートする専門家集団を配置する事の大変さです。専門家の認定基準・資格は、一定の尺度を持って設定されるべきであると考えます。中央の機関が全体を掌握し、各地域ごとの問題を扱う地域組織の連携で活動を具体的に推進することが、全国的に均質な計画実行を可能にし、かつ専門的人材の確保の難しさを軽減するのに有効であると思います。また、「文化芸術立国」を実現する主役は、子供たちになるでしょう。大人たちの精神構造を数年で変えられるものではありません。文化芸術立国の樹立は、十分なスパンを考え計画を進めるべきでしょう。子供たちに優れた芸術の鑑賞機会を増やし、将来の観客としてだけでなく、創造者を育む息の長い施策が必要と考えます。</p>
-------	--

3. その他、基本方針の見直し全般について

<p>意見記載欄</p>	<p>◎施策に身体障害者、高齢化による中途身体障害者への視点を！ 特に視覚障害者・聴覚障害者に関して述べます。障害者たちが、映像・音声メディアから情報を入手する手立てとして字幕・手話・音声による解説を付ける工夫が行われています。後述するように聴覚障害の方に有効な字幕の付与はかなり進行していますが、視覚障害の方に対する対応はととも遅れています。高齢化等による中途障害者は数百万人に及ぶと言われ、文化の享受機会に関して決して公平であるとは言えない状況があります。視覚障害者が映画鑑賞をする手助けを、民間の団体が力を入れて行っています。字幕の作成は、ソフトが開発され安価に制作することが出来るようになり、聴覚障害者は、邦画も洋画も楽しむ機会が増えました。一方、視覚障害者の場合、日本映画は原語を理解できますが、問題は鑑賞要望の多い外国映画の場合です。外国の優れた作品から文化を吸収したい欲求は、健常者も障害者も同じように持っています。幸いわが国には、正しい日本語で原語版を凌ぐ品質の日本語版を制作する「吹替え文化」が育っています。視聴覚障害者向け映画の上映を知った観客は、遠方からでも上映会場に集まってくると言います。「映画は心で見ると言ったのは黒澤明監督だといいますが、身障者と映画の架け橋をしているのが「字幕」であり、「音声」なのです。生活時間の動向調査でも映画鑑賞・TV鑑賞は大きな部分を占め、特に障害者にとっては、最大の情報源となっています。</p> <p>○充実した字幕の状況。 字幕の付与が可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合(系列局が制作する番組を除く)は、『日本放送協会平成18年100.0%。日本テレビ放送網株式会社平成19年84.2%。株式会社東京放送平成19年85.3%。株式会社フジテレビジョン平成19年88.3%。株式会社テレビ朝日平成19年90.0%。株式会社テレビ東京平成19年80.4%』(総務省データ)となっています。字幕の普及で聴覚障害者にとっては、文化・情報の享受が楽になりました。字幕の拡充には、日本語スーパー打ち込みソフトが50万円ほどで市販されたことが大きな役割を果たしています。聴覚障害者のTV鑑賞で字幕の拡充が大きく貢献していますが、これは技術的進歩により字幕制作費用が音声解説吹替え等をするより極めて安価に出来るようになったために他なりません。</p> <p>○立ち遅れている「解説放送」「日本語吹替え版」の状況 視覚障害者に対する映像メディア鑑賞促進の施策は明らかに遅れています。総務省の「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会報告書」(平成19年3月)によれば、NHKで字幕化が100%進んだ現状において、解説放送(日本語放送にシーン展開等の音声解説がついたもの)は、NHK総合で3.5%。在京民放5社平均0.2%、在阪準キー局平均が0.5%と報告されています。また、社会福祉法人日本盲人会連合の調査において、ニュースやリポートの中で指示語が多用され、外国語を原語のまま放送することに対する不満が多くなっています。ニュース、報道番組に続いて、ドラマ、映画の鑑賞希望が挙げられ、外国映画の放送についても日本語吹替えの要望が多くなっています。</p> <p>高齢化による中途視覚障害者も増加しています。公共放送であるNHKで外国映画の名作がハイビジョンで多数放送されていますが、全て字幕であるため視覚に障害がある人は楽しむことができません。日本に外国文化を紹介し、日本の近代化に精神的に貢献した吹替えは、既に50年以上の歴史を持ち、国民大衆の中に日本独自の「吹替え文化」として定着しています。放送に関して技術的には音声多重放送が可能になっており、視聴者の希望で原語・日本語の選択ができる時代です。ところが、字幕日本語版に比べ吹替え版制作には予算が多くかかるハンデがあるため敬遠され、減少傾向にあります。EUでは、自国語文化保護の施策として、すべて母国語の吹替えで外国映画の放送を行っている国もあるほどです。文化政策、福祉政策に係る問題として音声による日本語版の制作を増やすことをお考えください。</p> <p>◎文化芸術従事者の福祉制度充実を！ 実演家等芸術従事者は、税法上、個人事業主の扱いを受けているものが多く、老後の生活設計の1つとして国民年金に加入することになります。ところが、40年の納付で受給額は6万円ほどです。サラリーマンと異なり公的年金の恩恵の薄い芸能者の老後の生活資金を補う目的で、30数年前、芸能人年金が設立されましたが、利息なしの元金償還がやっとという状態で廃止となってしまいました。老後の生活設計が崩壊した高齢芸能家の今後が大いに心配されます。文化芸術の世界で生きる人々の多くは、経済的に恵まれていません。保険業法の改正があり民間で福祉事業を行うことが難しくなりました。文化芸術に身を挺する若い人たちの将来設計をバックアップするために、掛金が社会保険料控除の対象となる文化芸術従事者のための新しい福祉制度の設立が必要と考えます。</p>
--------------	---

団体名	一般社団法人 日本映画製作者連盟
-----	------------------

1. 現行の基本方針(第2次基本方針)の評価と課題について	
意見記載欄	特になし

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について	
意見記載欄	<p>●文化財としての「映画」の超長期アーカイブの重要性について</p> <p>「映画」の超長期的なアーカイブについて、その対象となる「映画」は大きく3つのタイプにセグメントされる。</p> <p>まず、現時点でオリジナルネガあるいはポジの劣化に晒されている過去の「映画」、次に、近時のフィルム撮影による「映画」、そして、今後、スタンダードとなるフィルムが介在しないフルデジタル撮影の「映画」である。</p> <p>この内、近代美術館フィルムセンターが創設となった1986年以降に製作された「映画」については、映画製作者も長期的なアーカイブの必要性に着目し、フィルムセンターに寄託する一方、自らが倉庫を増設し、温度や湿度などを適切に管理して保存している場合が多い。</p> <p>問題は、過去の「映画」とフルデジタル撮影による「映画」である。</p> <p>まず、オリジナルネガ等の劣化が進む過去の「映画」については、アーカイブの前に、デジタル技術によるリマスタリングが必要不可欠となる。しかし、デジタルリマスターには多額の費用が掛かることに加えて、過去の「映画」であればあるほど著作権保護期間が残りわずかであることが多く、当該映画の映画製作者であっても営利目的の民間企業が商業的な利用(収益)の見込めない「映画」の修復、保存を行うことには自ずと限界がある。世界的にも認められた名作、秀作が数多く含まれるこのような過去の「映画」については、超長期的なアーカイブとともにデジタルリマスターに対する積極的な政府の支援が必要である。</p> <p>他方、フルデジタル撮影の「映画」については、そもそもフィルムが介在しないため、原版はデジタルデータとなる。しかし、デジタルデータを記録する媒体は、寿命も不確かであり、加えて記録媒体が短期間で移行(例えばHDからフラッシュメモリーへのマイグレーション)することへの対応など諸問題が山積している。</p> <p>因みに、適切な管理の下では、カラーフィルムは100年、モノクロフィルムは500年間の保存が証明されているため、米国では、デジタル保存に比べて数十倍の経費負担が強いられるにも係らず、「映画」のデジタルデータを3原色に分解し、3本のモノクロフィルムでアーカイブする方法が主流となっている。</p> <p>これら諸問題の解決に向けての技術革新に係る調査研究を促進し、「映画」のデジタルデータ保存を適切に行える環境整備を政府として支援する必要がある。</p> <p>文化財としての「映画」の超長期的なアーカイブの推進なくしては、日本の文化芸術の継承と発展は覚束ないものと思料する。</p>

3. その他、基本方針の見直し全般について	
意見記載欄	特になし